

「明治時代の肘折温泉 村則」のこと

「肘折温泉の旅館は館内に売店は無い。旅館は[お部屋]、通りは[廊下]、商店が「売店」。肘折温泉は地区が一つの旅館である。」

パンフレット・映像などで聞くフレーズですが、
これはいつ頃から云われていたのでしょうか？

明治 20 年頃の朝日屋旅館(横山仁右衛門)の間取りに、
「見世」という表記があるので、昔は旅館で店も営む場合がありました
すると、

- 1、当時の肘折温泉の外湯は上の湯・仙氣湯の 2 つしかなく、
- 2、また内湯を持っている旅館も地区内中央部に集中しており、
- 3、更にはその旅館が店も開いているという事で、



肘折温泉の中央部と外縁部の旅館・商店ではお客さんの入り方が不均一となっていました。

しかし、湯掃除や村普請などでは両者共に同等の仕事をしなければならず、両者に不公平が生じているというので、当時の村議員・松井貞哉氏と地区惣代・三原兵吉氏(三原佐左衛門)が中心となって協議し、明治 28 年 1 月に「**肘折温泉 村則**」を定めました。

～肘折温泉 村則～

当村の儀は、温泉潤益を以て活計を営み居る場所に有之、然るに村内に於いて浴場は弐ヶ所

なる故に中央の宿屋に限り、浴客宿泊いたし、下宿下宿に於いては老人の浴客も無之、然るとも

つた傳えにて、湯掃除その他諸普請等は同等の勤め、浴客人の潤益は無之、実を以て上下困却

ひとかた一方ならざるに付、依て今般協議の上、村則左の通り相定め候なり。

→続く

